

一般社団法人工学院大学校友会 理事選出規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という。）の理事の選出方法について定める。

(選出数)

第2条 理事の選出数は、13名とし、2名の補欠を選出する。

(理事候補者の資格)

第3条 理事候補者の資格は、校友会代議員とする。

(推薦人数)

第4条 理事候補者については、各同窓会毎に3名まで推薦できる。

2 推薦は、理事選出の社員総会開催日の3日前（日曜・祭日を除く。）までに所定の届書により、密封の上、選挙管理委員会に提出する。

(選出方法)

第5条 理事は、社員総会において社員の無記名投票により選出する。

2 投票は、社員による2名連記とする。ただし1名の記入も有効とする。

3 得票数の多い順に13名を選出する。

4 最下位当選者の得票数が同数の場合は選挙管理委員会立会いのもと、抽選により決定する。

5 補欠2名を得票数順により選出する。ただし、得票数が同数の場合は選挙管理委員会立会いのもと抽選により決定する。

6 選出理事に欠員が生じた場合は、前号の次点者から補充を行う。

(理事の任期)

第6条 理事の任期は、定款の定めに従い、1期2年とする。

2 理事は連続して任につける期間を3期6年までとする。

(理事の年齢制限)

第7条 理事の年齢制限を就任時の年齢で満75歳未満とする。

(司会・進行)

第8条 理事選出までの司会、進行は選挙管理委員会が担当する。

(投票および開票等の立会人)

第9条 理事選出の投開票作業及び判定は、選挙管理委員会が担当する。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規則は、法人法に基づき一般社団法人設立の登記日（平成25年4月1日）から施行する

申し合わせ事項：

平成25年度～26年度に限り、補欠は欠員の出た同窓会から補充する。